

特定非営利活動法人みなと計画 定款

第1章 総則

第1条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人みなと計画と称する。

第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を北海道江別市に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 (目的)

この法人は、格差社会が進むなか、社会の一員になれない若者が増えることで、地域の存在意義が希薄化し、人々が孤立していくことが懸念されるなか、若者の「声」を社会が取りこぼすことなく、未来に希望を持てるようにし、若者が地域をつなぐ大切な役割を果たせるようにするべく、不安や課題を抱える若者と地域社会の人々を結ぶ「みなと」を各地に展開することで、全ての若者が「自分の声は地域に届く」ことを実感できる仕組みを作り、お互いを支え合える社会の実現を目指す。

第4条 (特定非営利活動の種類)

この法人は前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

第5条 (事業)

この法人は、第3条に規定する目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ①地域交流拠点「みなと」の展開に向けた支援活動
- ②みなとを運営するコーディネーター「灯台守」の育成
- ③「みなと基金」の運営・運用
- ④その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

第6条 (会員の種別)

この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して加入した個人、法人及び任意の団体
- (2) みなと会員 (賛助会員) この法人の目的に賛同して加入した事業に協力する個人、法人及び任意の団体
- (3) ユース会員 この法人の目的に賛同して加入した事業に協力する原則として30歳未満の個人

第7条（入会）

会員の入会については、特に条件を定めない。

2. この法人に、会員として加入しようとする者は、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を求めなければならない。
3. 理事長は入会を認めない時は、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条（入会金及び会費）

会員は、総会が別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りでない。

第9条（会員の資格喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人、団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

第10条（退会）

この法人を、退会しようとする者は、退会届を理事会に提出することにより、任意に退会することができる。

第11条（除名）

会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第12条（会費等の不返還）

会員が既に納入した入会金及び会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員等

第13条（種別及び定数）

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
 - (2) 監事 1名以上
2. 理事のうち、1名を理事長とする。
 3. 理事のうち、2名以内を副理事長とすることができる。

第14条（役員を選任）

理事は理事会において、監事は総会において選任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第15条（役員職務）

- 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2. 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
 3. 副理事長は、理事長を補佐し、日常の業務を執行し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ定めた順序に従いその職務を代行する。
 4. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 5. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

第16条（役員任期）

- 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
 4. 監事については、第1項の規定に関わらず、後任が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸張する。

第17条（欠員補充）

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条（役員解任）

役員が次の各号の一に該当する場合は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第19条（役員報酬）

- 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で、報酬を受けることができる。
2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 3. 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第20条（事務局）

この法人に事務局を設けることができる。

2. 事務局には職員を置くことができ、理事長がこれを任免する。
3. 事務局の運営及び職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 会議

第21条（種別）

この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第22条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

2. 理事会は、理事をもって構成する。

第23条（権能）

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 監事の選任または解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第40条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項
2. 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 理事会として総会に付議する事項
 - (3) 理事の選任または解任、職務及び報酬
 - (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
 - (5) 事務局の組織及び運営

第24条（開催）

通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
 - (3) 定款第15条第5項第4号に定めるところにより監事から招集があったとき。

3. 理事会は、次のいずれかの場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から会議の目的たる事項を示した招集の請求があったとき。

第25条（招集）

会議は、前条第2項第3号に定める場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号に定める場合には、請求の日から30日以内に会議を招集しなければならない。前条第3項第2号及び第3号に定める場合には、請求の日から14日以内に会議を招集しなければならない。
3. 会議を招集する場合は、正会員又は理事（以下「構成員」という）に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項たる事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第26条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した理事の中から理事長が指名する。理事会の議長は、理事長若しくは理事長が指名した者が、これに当たる。

第27条（定足数）

会議は、構成員の総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第28条（議決）

会議における議決事項は、第25条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2. 会議の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第29条（表決権等）

各構成員（総会にあっては正会員、理事会にあっては理事）の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電子メールをもって表決し、又は他の出席構成員を代理人として表決を委任することができる。

3. 前項の場合において、書面又は電子メールによる表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

4. 会議の表決について、特別の利害関係を有する構成員は、その表決に加わることはできない。

第30条（議事録）

会議を開会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の総数
- (3) 会議に出席した構成員の数及び氏名（書面もしくは電子メールによる表決者及び表決の委任者を含む。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及び出席した構成員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

3. 第1項の規定に関わらず、構成員全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたことにより、総会または理事会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会または理事会の議決があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした構成員の氏名または名称
- (3) 総会または理事会の議決があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った構成員の氏名

第6章 資産及び会計

第31条（資産の構成）

この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生ずる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

第32条（資産の管理）

この法人の資産は、総会の議決に基づいて、理事長がこれを管理する。

第33条（経費の支弁）

この法人の経費は、資産をもって支弁する。

第34条（会計の原則）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第35条（事業計画及び予算）

この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

第 36 条（暫定予算）

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第 37 条（予算の追加及び更正）

予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

第 38 条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 39 条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。

第 40 条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 解散及び定款の変更、合併

第 41 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に関わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消

2. 前項第 1 号の事由により解散するときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。

3. 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第 42 条（残余財産の帰属）

この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 条に掲げる者のうち、総会で選定されたものに譲渡するものとする。

第 43 条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

第 44 条（合併）

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

第 45 条（公告の方法）

この法人の公告は、この法人のホームページにより行う。

第 9 章 雑則

第 46 条（雑則）

この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は次の通りとし、その任期は第16条第1項の規定にかかわらず2019年3月31日までとする。

3.

理事長 橋本 正彦
理事 尾崎 芳子
理事 押谷 一
理事 竹田 剛憲
理事 中田 吉昭
理事 丸藤 健悟
監事 今野 佑一郎
監事 中村 佳央

3. この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び活動予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第39条の規定にかかわらず、成立の日から2018年12月31日までとする。
5. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員 年会費 12,000 円
入会金 3,000 円

但し、年会費については設立時及び途中入会の場合は1000円に残存月数を乗じた額とする。

- (2) みなと会員(賛助会員) 会費 個人 1口 3,000 円/年
団体 1口 10,000 円/年
- (3) 学生会員 会費 500 円/年

附 則

この定款は、2019年4月19日から施行する。